

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例(平成20年条例第36号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第10条の規定により設置する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとし、収納容器を容易に投入できる場所に設置しなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機1台当たり30リットル以上であること。

(指導及び勧告)

第3条 条例第13条第1項の規定による指導は口頭により、同条第2項の規定による勧告は勧告書により行うものとする。

(重点地区の指定等に係る告示事項)

第4条 条例第15条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点地区の範囲
- (2) 指定し、又はそれを解除し、若しくは変更する年月日

(きれいなまち指導員)

第5条 条例第17条に規定する警告に係る事務、条例第21条に規定する過料の処分に係る事務(第8条の規定による告知及び弁明の機会の付与、第9条の規定による過料の処分のうち即日行うもの及び第10条ただし書の規定による過料の徴収に係る事務に限る。)その他のごみのないきれいなまちづくりに関する事務を行わせるため、きれいなまち指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の職務に従事するに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(警告)

第6条 条例第17条の規定による警告は、口頭により行うものとする。

2 前項の警告をした場合において、その相手方から当該警告に係る書面の交付を求められたときは、当該警告に携わる者は、警告書を交付するものとする。

(命令)

第7条 条例第18条第2項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第8条 市長は、条例第21条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対し告知書を交付することによって、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明は、弁明書を提出して行うものとする。

(過料の処分の通知等)

第9条 市長は、前条第1項の告知を受けた者が、同条第2項の弁明を行わない場合、又は同条第2項の弁明を行った場合であっても、その弁明に理由がないとき、若しくはその弁明にかかわらず、なお違反行為があると認められるときは、過料の処分をするものとする。

2 市長は、条例第21条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対し、過料処分決定通知書を交付するものとする。

3 市長は、前条第1項の告知を受けた者が、同条第2項の弁明を行った場合において、当該告知を受けた者に違反行為がないと認められるときは、その者に対し、速やかにその旨を不処分決定通知書により通知するものとする。

(過料の納付)

第10条 前条第1項の処分に係る過料の納付は、同条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第8条第2項の弁明を行わないで、前条第2項の通知を即時に指導員から受けた場合は、その指導員に対し、納付するものとする。

(様式)

第11条 この規則に規定する勧告書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、平成20年7月1日から施行する。ただし、[第2条](#)、[第3条](#)、[第7条](#)、[次項](#)及び[附則第3項](#)の規定は平成21年1月1日から、[第5条](#)、[第6条](#)及び[第8条](#)から[第10条](#)までの規定は平成21年4月1日から施行する。
(宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例施行規則(平成9年規則第23号)は、廃止する。